

人権尊重の取り組み

基本的な考え方

持続可能な社会の実現に向け、ビジネスにおける人権尊重の重要性は近年ますます高まっています。企業に対しての人権に配慮した事業活動が強く期待されているなかで、当社は従業員の幸せにつながる活動を含め、ステークホルダーの皆様一人ひとりと真摯に向き合い、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、広く社会から信頼され、選ばれ続けるための取り組みを推進しています。

人権方針

愛知製鋼グループ人権方針は、当社共通の価値観である「Aichi Way」などをはじめとした、「人を大切にする経営」を明確化し、社内外への理解促進と意識向上を目的に、2023年3月に制定されました。本方針は、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」に基づいており、当社グループ全ての役員・従業員が遵守すべき人権に関する最上位方針として位置付けるとともに、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーにも理解、支持するよう表明しています。

当社の「人権方針」の詳細についてはこちらをご覧ください

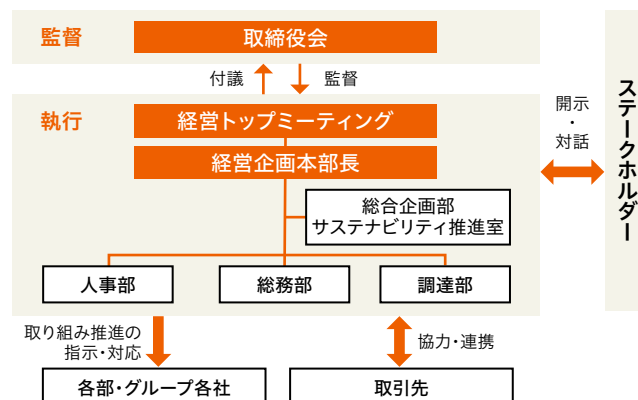


https://www.aichi-steel.co.jp/sustainability/policy_humanrights.pdf

推進体制

経営企画本部長を統括責任者に、総合企画部サステナビリティ推進室を事務局として、人事部・総務部・調達部など関連部門が連携し、活動計画の策定、各部門での取り組みの共有、人権に対する社会動向の共有・議論などを行い、その内容を適宜、経営トップミーティングに報告しています。取締役会は報告を受けることで、監視・監督しています。

● 推進体制図



● 各部の役割

部門	役割
人事部	・人権啓発、教育など ・多様な人材の活躍支援など
総務部	・苦情処理メカニズムの整備・運用
調達部	・人権デューデリジェンス(取引先) ・取引先との協働・連携活動
総合企画部 サステナビリティ 推進室	・人権デューデリジェンス(社内・グループ各社) ・人権尊重の取り組み企画・運営 ・情報開示

● 会議体の役割

会議体	構成	人権尊重における役割
取締役会	議長：取締役会長 社外取締役2名、社内取締役4名	・人権方針の制定/改定の決議 ・人権尊重の取り組み状況などについて執行からの報告を受け監督
経営トップ ミーティング	議長：社長 会長・副社長、カンパニープレジデント、本部長	・人権尊重に関する方針や活動計画の審議 -企業行動指針、調達方針など -人権課題の評価・特定、予防・軽減措置など

従業員への啓発・浸透

当社では人権方針に基づき、「人を大切にする経営」の実現に向け啓発・浸透活動を積極的に行っています。2024年度はこれまで実施していた階層別教育での人権教育に加え、海外グループ会社へも教育を展開し、グループ全体として人権を尊重した行動の実践を推進しています。また、毎年の「コンプライアンス意識調査」を通じて、従業員の理解度・浸透度を確認し、啓発活動を継続していきます。

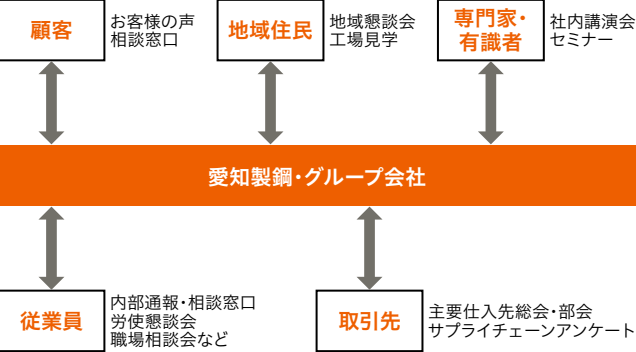
人権デューデリジェンス

事業活動に伴い発生する人権リスクに対応するため、国内グループ会社や主要取引先、社内から収集した情報をもとに、愛知製鋼グループの人権リスクをマッピングし、重要課題の特定とそれに伴う防止・軽減策を決定しました。2025年度は決定した施策の推進と有効性評価を行い、サプライチェーン全体の人権リスク低減に努めていきます。

相談窓口の設置

内部通報制度や社内の相談窓口、誰でも利用できる人権問題受付窓口の設置などを進めてきましたが、2024年度は相談内容ごとの対応部門やフローの明確化を実施しました。また、外国人労働者の相談窓口としてトヨタグループ各社が利用できる「JJP-MIRAIアシスト」を対象社員へ情報提供するなど、幅広いステークホルダーに向けた苦情処理メカニズムの整備を実施しています。2025年度は窓口のさらなる実効性を高める活動をしていきます。

● ステークホルダーなどとの主な対話機会



● 人権取り組みのロードマップ

人権デューデリジェンスの実施項目		2023年度	2024年度	2025年度以降
1. 実施体制の構築と運用・改善		全社会議体および取締役会への報告		
		社内推進体制の運用・改善		
2. 人権方針の周知・浸透と教育・研修	社内	方針展開・説明会	階層別教育への反映	必要に応じた内容の改訂
	グループ内	企業行動指針ガイドブックの改訂	ガイドブック周知・浸透活動	
	取引先	グループ会社への方針展開・説明会	グループ会社での人権に関する研修(方針・ガイドブックなど)	
3. 人権リスクの特定・評価と予防・軽減・是正	社内/グループ内	サプライチェーン上の人権リスク特定	取引先ガイドライン策定	ガイドライン周知・浸透活動
	取引先		グループ内の調査・評価	評価結果に応じた予防・軽減・是正策の展開とモニタリング/追加調査
	ステークホルダー	統合レポート・Webでの情報開示・充実		
4. 苦情処理メカニズム構築	グループ内	苦情処理メカニズムの運用状況確認・検討		
	グループ外	受付窓口担当の人権理解向上		
		利用性と信頼度向上への評価・改善		
		取引先向け窓口の拡充または外部通報窓口設置の検討		
		外国人利用向けの周知・利用性向上の検討		
		海外での周知・利用性向上の検討		